

# 今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	20(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	18(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	28(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①4(火)、5/2(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②13(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③15(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階男女共同 参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラー による相談、定員①は各5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	市人権教育・推進センター	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、午後1時～3時	レインボーホール （市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可（内線206～208、279）
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線286）
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に 関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	4/5(水)、5/2(火)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	12(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター （市役所1階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	25(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3 の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	13(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、午前9時～午後8時	トピック（きらめき創造館）	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッ フによる相談
引きこもり相談	27(水)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック（きらめき創造館）	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）

こころの電話相談 【☎(25)8264】 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分（ただし、祝日は休み）

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ

保健医療

子育て

相談

生活

福祉

## 募集

### 学習支援ボランティア募集

放課後に小学生を対象とした学習支援「とんとんスタディ」を実施しており、参加していただけるボランティアを募集します。

**活動期間** 6月～令和6年3月

**対**小学生の学習支援に関心のある大学生  
**問**生涯学習課 ☎(26)8056

※活動内容や申し込み方法など詳しくは、市ウェブサイト（生涯学習課のページ）をご覧ください。

### 会計年度任用職員（学童クラブ巡回アドバイザー）を募集

**受験資格** 普通自動車免許を有し、次の①または②に該当する人

①保育士資格（府地域限定保育士を含む）、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状のいずれかを有し、放課後児童健全育成事業、保育園などでの保育、幼稚園か小学校での教育に携わる職のいずれかに10年以上（週30時間以上）従事した経験がある人  
②学童クラブの運営や育成支援などに関する高度な専門的知識および技術を有する人

**採用人数** 1人

**試験日** 4月17日(月)または18日(火)

**試験内容** 書類審査、面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

**合格発表** 4月末までに本人へ通知

**対**4月13日(木)までに、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証明書の写しを添えて、こども未来室（内線282）へ（郵送不可）  
※勤務日、業務内容など詳しくは、実施要領をご覧ください。

※申込書、実施要領は、こども未来室で配布。市ウェブサイト（こども未来室のページ）からダウンロードもできます。

## 相談

### 4月は若年層の性暴力被害予防月間

4月は進学・就職などに伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。

性犯罪・性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすため、その根絶に向けた取り組みや被害者支援を強化していく必要があります。

「被害に遭っているかも」と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

#### ●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

**対**毎日、24時間

**電話番号** ☎ # 88911

※通話料は無料です。最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

#### ●性暴力に関するSNS相談「Cure Time」

**対**毎日、午後5時～9時

※詳しくは、キュアタイムホームページをご覧ください。



また本市では、同月間に合わせて「特設女性のための電話相談」などを実施します。

#### ●特設女性のための電話相談

**対**4月21日(金)、午前10時～午後8時

**電話番号** ☎ (23)0567

※この電話相談以外にも、「女性の悩み相談」を実施しています。日程・時間などは、右表「今月の相談」をご覧ください。

**問**人権・市民協働課（内線472）

### 働くことに関する無料相談

「子どもの手も離れてきたし、そろそろ働きたい」「なかなか仕事が決まらない」「働きたいけど何から始めていいのかわからない」など就

職について悩みのある人を対象に、就労支援コーディネーターによる無料相談を実施しています。

また、月1回（原則、第4火曜日）、市役所または金剛連絡所出張相談「お出かけ就労支援相談」も実施していますので、ぜひご利用ください。

相談日程・時間・場所などは、右表「今月の相談」をご覧ください。

**問**市就労支援センター ☎(24)3700・FAX(25)5952

### 【外国人市民向け】 通訳付き無料労働相談

職場での労働条件や賃金、残業代などの未払い、職場のいじめなどについて、日本語が分からない外国人市民が相談できるよう、「通訳付き」の労働相談をします。

また、労働者が相談しやすいよう、奇数月に「夜間」の労働相談をしています。ぜひご利用ください。

#### 昼間相談日

**対**4月、6月、8月、10月、12月、2月の第2木曜日の午後2時～5時

**場**市役所1階市民相談室

#### 夜間相談日

**対**5月、7月、9月、11月、1月、3月の第2木曜日の午後6時～8時

**場**5月、7月は市役所地下904会議室、9月、11月は市役所地下903会議室、1月、3月は市役所地下902会議室

※第2木曜日が祝日の場合などは、翌日などに変更します。

※通訳は、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語に対応できます。

**対**4月6日(木)～、商工観光課（内線481）へ（申し込み先着順）

※通訳付きの労働相談の希望者は相談日の1週間前までに予約してください。

※右図からも申し込みできます。



### 3 B 体操～運動が苦手な人でも大丈夫！～【前期】

◎5月9日～9月26日の第2・4火曜日、午前10時～11時30分(全10回)

場総合福祉会館

対市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の人、障がい者手帳を有する人

定20人 料無料

申4月11日(火)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ(申し込み先着順)

### 朗読講座(初級)

◎5月10日～令和6年3月13日の第2水曜日(8月9日は除く)、午前10時～正午(全10回)

場総合福祉会館

対市内在住・在勤で、ボランティア活動に関心があり、初めて受講する人

定20人 料1320円(テキスト代)

申4月6日(木)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ(申し込み先着順)

### 健康・運動教室「40代からの貯骨・貯筋」



◎5月8日(月)、22日(月)、6月5日(月)、12日(月)、7月3日(月)、午後1時45分～3時30分(全5回)

場保健センター

対保健センターでの運動教室に参加したことがない人で、医療機関でのリハビリや、介護認定を受けていない40歳～74歳の人

定10人 料無料

持動きやすい服装、タオル、飲み物

申4月7日(金)～、保健センター【☎(28)5520】へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

### 介護福祉士実務者研修通信課程受講者募集

◎対5月～10月の間で通信教育6カ月、通学10回程度

場ジョブシティカレッジおもちゃ館(向陽台二丁目13の9)

定30人

料2万1000円～8万9000円(テキスト代含む)

申4月6日(木)～5月14日(日)、午前9時～午後5時に、電話で、NP法人シーシータイミング【☎080(7541)8926】へ(申し込み先着順)

### 府点訳・朗読奉仕員中級養成講座

◎6月1日(木)～11月16日(木)(全24回) ※詳しい日程は、お問い合わせください。

場府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道一丁目3の59)

対点訳奉仕員中級養成講座、朗読奉仕員中級養成講座

対府内在住・在勤・在学で市町村などの初級講座修了者または同等と認められる人

定各25人(受講判定試験を実施)

料無料(教材費実費)

持障がい福祉課(内線192)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、4月27日(木)(必着)までに郵送で、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3の59(一財)大阪府視覚障害者福祉協会へ

※府ホームページからも申し込みできます。

問同協会【☎06(6748)0611】

### 府要約筆記者養成講座

◎6月10日(土)～12月2日(土)(全21回) ※詳しい日程は、お問い合わせください。

場府立福祉情報コミュニケーションセンター

対手書きコース、パソコンコース

対府内在住・在勤・在学で要約筆記者として活動する意思のある人

定各12人(受講判定試験を実施)

料無料(教材費実費)

持障がい福祉課(内線192)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、

5月8日(月)(消印有効)までに郵送で、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3の59 府立福祉情報コミュニケーションセンター3F(要約筆記)特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会へ

※府ホームページからも申し込みできます。

### 不登校・ひきこもりにかかる家族会

家族の不登校やひきこもりなど同じ悩みを抱える人たちとの交流を通し、解決への糸口を見つけませんか。

◎①4月15日(土)、午後2時～4時、②4月22日(土)、午前10時～正午

場フリースペース結(甲田二丁目5の2)

対①ひきこもり当事者を家族に持つ人、②不登校当事者を家族に持つ人

定各15人(1家族2人まで)

料500円

申4月6日(木)～、メールに、氏名、電話番号、希望回を記入し、中尾さん(結空間代表)【✉yui-kuukan@r7.dion.ne.jp】へ(申し込み先着順、電話申し込み不可)

問生涯学習課【☎(26)8056】

### おれんじパートナー交流会

認知症ケアについての情報交換や認知症介護経験者の話を聞いて、困りごとの解決のヒントをみつけませんか。

◎4月26日(水)、午後1時30分～3時

場すばるホール3階会議室

定18人(当日直接会場へ)

※オンライン(Zoom)でも参加可、定員5人。

料100円(会場参加者のみ)

問井尻さん(おれんじパートナー事務局)【☎090(3996)0071】

※オンライン参加は、4月10日(月)～24日(月)に、右図から申し込みできます(申し込み先着順)。





## 上下水道

### 水道の長期間未使用の場合 はご注意ください

大型連休などで長期間留守にした  
り、転入・転居されて長く使用して  
いなかった水道を初めて使ったりす  
る場合は、念のため最初のバケツ1  
杯程度の量を飲み水以外にお使いく  
ださい。

閘水道工務課（内線257、295）

### 公共下水道が使えます

3月31日より、次の各地域のう  
ち、すでに公共ますなどが設置され  
ている世帯については、新たに公共  
下水道（汚水）が使えるようになり  
ました。

**対象地域** 宮町一・二丁目、喜志町  
三丁目、桜井町二丁目、粟ヶ池町、  
錦織東一・二丁目、錦織北一・二丁  
目、彼方、南大伴町二丁目、北大伴  
町四丁目、廿山二丁目、中野町一丁  
目、宮甲田町の各一部

#### ●1日も早く水洗化工事を

公共下水道が使える地域の皆さん  
はトイレや風呂、台所、洗濯などの  
家庭から出る排水を公共下水道に流  
さなくてはなりません。そのためト  
イレの水洗化や生活雑排水を公共下  
水道に流すための改造・接続工事を  
してください。

工事に必要な費用については、水  
洗便所改造工事資金助成および無利  
子の融資あっせん（法人は対象外）  
をしていますのでご利用ください。  
※工事は必ず本市の指定する排水設  
備工事指定業者に依頼してください。  
※市街化調整区域の世帯は1ますに  
つき12万円の市街化調整区域下水  
道分担金が必要です。

#### ●下水道に切り替えると

清潔な水洗トイレを使用でき、ま  
た溝へ汚れた水を流さなくなるので

街の美化や川の水質改善にもつな  
がります。既に公共下水道が整備さ  
れている区域で、まだ水洗化工事  
を行っていない世帯の皆さんも、こ  
の機会に水洗化工事をしていただ  
くようお願いいたします。

閘下水道課（内線262）

### 私道における下水道整備

本市では、トイレの水洗化、生活  
雑排水の適正な処理を図るため、一  
定の条件に該当する私道について、  
土地所有者および沿道の皆さんの申  
請により、市の費用で公共下水道管  
を敷設し維持管理をします。

#### ●主な敷設条件

- ・公共下水道の事業計画区域にあり、  
その一端が公共下水道に接続可能な  
こと
- ・原則として幅員0.9m以上で一般  
の通行に使われており、下水道管を  
敷設できること
- ・公共下水道を利用する建物が2戸  
以上あること（同一敷地で同一所有  
者の建物は1戸になります）
- ・公共下水道を利用することになる  
全ての人が公共下水道管の敷設を要  
望していること
- ・土地所有者が公共下水道管の敷設  
および利用することとなる人の使用  
を承諾していること

閘下水道課（内線262）



## 講座・催し

### 傾聴ボランティア養成講座

初心者も大歓迎。傾聴ボランテ  
ィアについて一緒に学びませんか。

① 5月14日(日)、21日(日)、午後1時  
～4時（全2回）

場 ずばるホール 函 79歳までの人  
定 30人 料 500円

申 4月6日(休)～5月2日(火)に、電  
話で、市社会福祉協議会〔☎(25)  
8200〕へ（申し込み先着順）

### いきいきシニアの通いの場 「い・こ・か」

ロコトレ体操や創作活動などを楽  
しみながら、一緒に過ごしませんか。

① 5月11日、25日、6月8日、22  
日、7月6日、20日、いずれも木  
曜日、午後1時～3時（全6回）

場 かがりの郷

函 市内在住で、介護予防に関心があ  
る65歳以上の人

定 10人

料 1回300円（当日徴収）

場 上靴、飲み物

申 4月10日(月)、午前9時～、かが  
りの郷へ（申し込み先着順、電話申  
し込み可）

### 英会話教室 ～英会話に興味のある人～

① 5月19日～令和6年3月22日の  
原則第1～4金曜日、午後1時30  
分～3時30分（全38回）

場 総合福祉会館

函 市内在住で60歳以上の人、ひとり  
親家庭の人、障がい者手帳を有する人  
定 20人

料 受講料月額100円（別途テキスト  
代1540円）

申 4月6日(休)、午前10時～、電話で、  
総合福祉会館へ（申し込み先着順）

### 健康体操～体力UP！音楽に 乗せて♪～【前期】

① 5月10日～9月30日の、①水曜  
日の部＝午後1時30分～3時、②  
土曜日の部＝午前10時～11時30分  
※いずれも月3回、全15回。

場 総合福祉会館

函 市内在住で60歳以上の人、ひとり  
親家庭の人、障がい者手帳を有する人  
定 各35人 料 無料

申 ①は4月6日(休)～、②は11日(火)  
～、いずれも午前10時～、電話で、  
総合福祉会館へ（申し込み先着順）  
※①②の重複受講はできません。

## 固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」

### ①縦覧帳簿の縦覧

㊦土地価格等縦覧帳簿=市内に土地を所有している納税者

㊦家屋価格等縦覧帳簿=市内に家屋を所有している納税者

### ②課税台帳の閲覧

㊦納税義務者、借地人、借家人

※①②=納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

㊦①4月3日(月)～5月31日(水)、②4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

※①②=土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分

### 縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）

・代理人の場合は委任状

・法人名義の物件については、代表印の押印のある委任状または申請書

・借地人、借家人は権利関係と有償であることを示す書類

### 縦覧・閲覧場所

㊦課税課（内線113～116）

## 市税の納付方法が拡充されます

4月から納付書に新たに印字される地方税統一QRコードを利用することで、これまでの納付方法に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付が可能になります。

また、地方税共同機構が新たに開設した「地方税お支払サイト」や各モバイル決済アプリを利用することで、いつでもどこでも市税を納付することができます。

### 利用できる支払方法

全国の地方税統一QRコード対応金融機関、クレジットカード払い（「地方税お支払サイト」を利用）、インターネットバンキング（「地方税お支払サイト」を利用）、各種モバイ

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ル決済アプリ

※支払方法によっては別途手数料が必要が必要です。

### 納付できる税目、金額

市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

※「地方税お支払サイト」や各モバイル決済サービスでは、領収証書は発行されません。領収証書や納付後すぐに納税証明書（車検用など）が必要な場合は、他の方法で納付してください。

※詳しくは、市ウェブサイト（収納管理課のページ）をご覧ください。



㊦収納管理課（内線122）

## 市税の滞納整理を強化中！

本市では、令和4年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対して、必要に応じ財産差し押さえなど、厳しい措置をとることとしています。また、納付期限までに納めなかった場合は、督促手数料や延滞金が加算された金額を納めなければなりませんので、納付期限までに納めてください。

㊦収納管理課（内線121～124）



## 国民年金

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除

次世代育成支援の観点から、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除となります。

㊦国民年金第1号被保険者

**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前より6カ月間）

㊦出産予定日の6カ月前より、年金手帳、母子健康手帳などを持参し、

保険年金課（内線153、154）へ

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された人を含みます）。

## 会社などを退職した皆さんへ

日本に住んでいる20歳～60歳の人で、会社を退職して厚生年金保険の資格が喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は、国民年金加入の手続きが必要です。年金手帳と退職年月日を確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）、を持って、保険年金課（市役所⑧番窓口）へお越しください。マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルアプリからも電子申請ができます。

なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料（月額1万6520円）を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除（一部納付）される制度（世帯主や申請者本人と配偶者の所得により審査）や、50歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」（申請者本人と配偶者の所得により審査）がありますので、詳しくはお問い合わせください。

㊦保険年金課（内線153、154）



## 国民健康保険

### 国民健康保険料は6月～3月の10回で納付

令和4年度の保険料は第10期分（令和5年3月31日納期限）で納付が終了します。

令和5年度の保険料については、6月に納付額通知書を送付しますので、通知書がお手元に届きましたら、内容をご確認の上、6月以降に納付をお願いします。

㊦保険年金課（内線552）



## 福祉

### 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者(児)に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。**☑**在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者(児)  
※所得制限などがありますので詳しくは、お問い合わせください。また、施設入所者や長期入院(障がい児福祉手当は除く)している場合は支給されません。

**支給額** 特別障がい者手当＝月額2万7980円、障がい児福祉手当、福祉手当(経過措置分)＝月額1万5220円  
※令和5年4月分より支給額が改定されました。

☎障がい福祉課(内線192、193)

### 重度障がい者タクシー利用券(基本料金補助)を送付

本市では、身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部(基本料金)を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。

現在、同利用券(オレンジ色)をお持ちの人は3月31日までが有効期限です。引き続き要件に該当する人には、新しい同利用券(うぐいす色)を3月末に自宅へ郵送しました。新しい同利用券(うぐいす色)は4月1日(出)より利用できます。

届かない場合は障がい福祉課までご連絡ください。なお、昨年度に交付申請していない人や初めて利用する人については申請手続きが必要です。

**交付枚数** 年間36枚

※5月以降、新たに申請した人は交付枚数が異なります。

※福祉施設などへ入所している人は対象外ですので交付できません。

☎障がい福祉課(内線192、193)

### 身体障がい者補助犬使用者の募集



身体障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、盲導犬、介助犬、および聴導犬の使用希望者を募集します。



☎障がい福祉課(内線191)に備え付けの申請書に必要事項を記入し、4月3日(月)～5月12日(金)(必着)に郵送で、〒540-8570大阪市中央区大手前2丁目 府障がい福祉室自立支援課【☎06(6944)9176】へ



## 税

### 市・府民税の反映には4月14日(金)までに確定申告書の写しの提出を

3月16日以降に確定申告を提出した人は、以下の影響がでる場合がありますので、影響を軽減するためにも、確定申告後、その写しを課税課宛に郵送で、提出してください。

・副業の収入の情報が勤務先に通知される

・確定申告書の内容が反映されていない納税通知書が発送、市・府民税証明書が交付される

・国民健康保険料、介護保険料などの保険料の算定に影響が出るなど

☎課税課(内線111、112、117)

### 納税通知書送達前の提出が要件なものについて

市・府民税の納税通知書の送達後に令和4年分の確定申告書を提出し

た場合、以下の項目については、市・府民税の税額計算に算入されない取り扱いとなる場合があります。

・上場株式等に係る配当所得等および源泉徴収を選択した特定口座の譲渡所得等

・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除

・先物取引の差金等決算に係る損失の繰越控除

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除など

また、上場株式等の配当等所得および譲渡所得等について、確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入した場合、原則として、市に対して申請書の提出は不要になりますが、以下の点に留意が必要です。

※市・府民税において、配当所得および株式等に係る譲渡所得などのうち一部でも申告するものがある場合には、申告不要を選択することはできません。

※上場株式等の配当などのうち大口株主などが支払いを受けるもの、非上場株式の配当等(所得税において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含む)、上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収口座以外のもの)または非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、市・府民税において申告不要とすることができません。

※市・府民税において、所得税と異なる控除の適用を受けようとする場合には、別途、書類の提出が必要となる場合があります。

なお、令和5年分の確定申告書より、所得税と市・府民税とで異なる課税方式を選択することはできません。

※詳しくは、市ウェブサイト(課税課のページ)をご覧ください。

☎課税課(内線111、112、117)